

伊方地域原子力防災協議会作業部会 関係機関一覧

内閣府
愛媛県
愛媛県警察本部
山口県
山口県警察本部
大分県
海上保安庁
防衛省
原子力規制庁
経済産業省

《 オブザーバー 》

伊方町
八幡浜市
大洲市
西予市
宇和島市
伊予市
内子町
上関町
四国電力（株）

平成29年度愛媛県原子力防災訓練結果の概要

1 訓練の目的

伊方発電所で事故が発生した場合に備え、緊急時における災害対策の習熟と防災関係機関の相互協力体制の強化を図るとともに、県民の原子力防災に対する理解を促進することを目的とする。

2 実施日時

平成29年11月14日（火） 8：30～15：00

3 実施場所

愛媛県庁ほか、発電所を中心とした概ね半径30km以内の地域を中心とする県内全市町及び近隣県

4 参加機関及び参加人数

100機関 23,766人

(内訳)

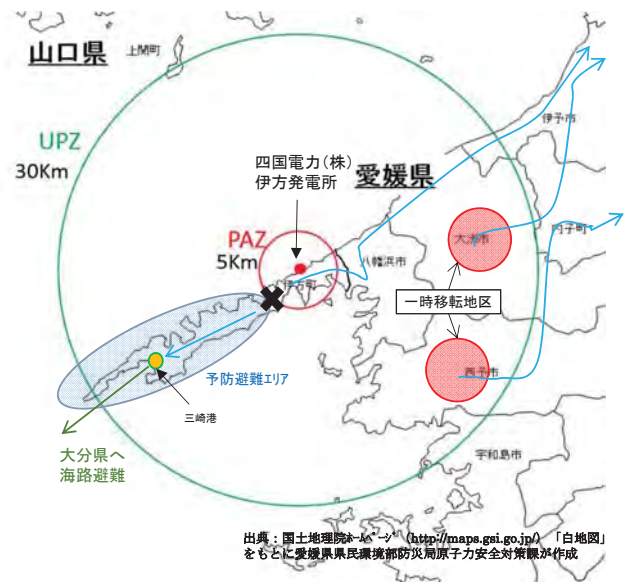
広域避難参加者 465人（うち海路避難332人）

屋内退避参加者 21,821人

関係機関参加者 1,480人

5 訓練実施項目

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 緊急時通信連絡訓練 | (2) 緊急時モニタリング訓練 |
| (3) 災害広報訓練 | (4) 災害対策本部訓練 |
| (5) 福祉センター運営訓練 | (6) 原子力災害医療活動訓練 |
| (7) 自衛隊等災害派遣要請訓練 | (8) 住民避難・誘導訓練 |
| (9) 要配慮者避難訓練 | (10) 交通規制訓練 |
| (11) 発電所内緊急時対応訓練 | (12) 道路啓開訓練 |



出典：国土地理院「e-View」(http://maps.gsi.go.jp/)「白地図」をもとに愛媛県民環状部防災局原子力安全対策課が作成

- ※PAZ（予防的防護措置を準備する区域）
（Precautionary Action Zone）
- ※UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）
（Urgent Protective Action Planning Zone）
- ※予防避難エリア
（PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域）

<訓練想定>

- (1) 地震発生に伴い、伊方発電所3号機の原子炉が自動停止した後、全交流電源の喪失及び1次冷却材の漏えいが発生したことにより、原子炉格納容器の破損に至り、放射性物質の放出による影響が発電所周辺地域に生じた。
- (2) 旧伊方町と旧瀬戸町の境界付近で道路寸断。
- (3) 大洲市及び西予市の一部地区で、一時移転指示。

主な新規・拡充した訓練

- ドローンにより伊方町内の一部避難経路の状況確認(映像伝送試験)【新規】
- 臨時災害放送(FM放送)による情報発信(伊方地域)【新規】
- より多くの住民参加による大分県への海路避難【拡充】
- 大分県への海路避難において、新たな着岸港(別府港)での避難者受入れ訓練【拡充】
①海上自衛隊「しもきた」により別府港へ(新規)、②国道九四フェリーにより佐賀関港へ(継続)
- 広域避難計画啓発用DVDを活用した講習会の実施【新規】



(C)2015ZENRIN(05E-第175号)

平成29年度原子力防災訓練の検証結果と対応（概要）

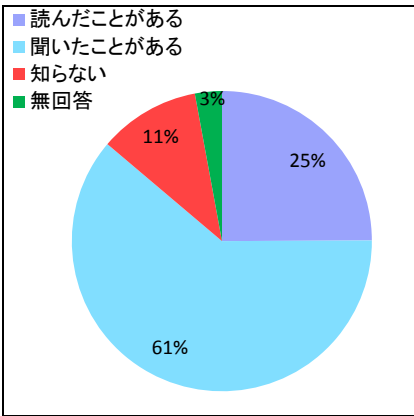
《訓練（11/14）の主な検証結果と対応》

	検証結果	対応（30年度当初予算計上等）
1	<p>迅速な被災状況の把握のため、ドローンの試験飛行を実施し、迅速かつ正確な被災状況の確認や関係機関との情報共有に有効であることが確認できた。</p> <p>また、住民アンケートにおいて、複合災害時の道路事情等により速やかに避難できるのか、といった不安の声があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伊方町内の避難道路等の被災状況把握の迅速化、効率化を図るため、複数のドローンによる自律飛行・遠隔操作及び映像伝送等の運用体制を構築する。 (原子力防災情報収集発信強化事業費【当初】) ・車両の離合場所の確保や線形改良等を実施することにより、伊方町内の避難経路の機能向上を図る。 (原子力防災避難円滑化モデル実証事業費【当初】)
2	<p>臨時災害放送局によるFMの試験放送を実施し、住民が避難途中の車内等において事故情報等を得る有効な手段となることが検証できた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度中に伊方町全域での臨時災害放送体制の整備を完了し、原子力防災訓練等での確な運用を図る。
3	<p>大分県への海路避難において、海上自衛隊の揚陸艇による砂浜からの避難のほか、試験的に行ったテレビ会議による避難受入要請やゲート型モニターを使ったスクリーニングなどが有効な手段となることが検証できた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国、愛媛県、山口県、UPZ圏7市町やオフサイトセンター等で構成しているテレビ会議システムに新たに大分県を追加することにより、より迅速な情報共有及び広域避難体制の構築を図る。 (原子力防災広域連携推進強化事業費【当初】) ・大分県へのより多くの住民避難にも対応するため、住民のスクリーニングを自動的に実施できるゲート形モニターを大分県に整備することにより、住民受入れ体制の効率化を図る。 (原子力防災広域連携推進強化事業費【当初】)
4	<p>避難中のバスや船舶、避難所、学校等において、県広域避難計画啓発用DVDを活用した講習を行い、住民の理解促進に有効との評価を得た。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・UPZ圏内7市町等での講習会や原子力関係施設の視察、原子力防災訓練等の機会を捉えて、伊方発電所の安全対策及び避難経路等地域ごとの広域避難対策等について、きめ細かく効果的な周知を行う。

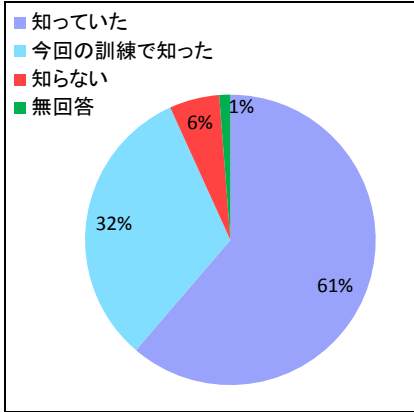
平成29年度愛媛県原子力防災訓練アンケート結果(住民、参加機関)

【住民アンケート結果】 訓練参加者465人、アンケート回答者413人(Q6は117人(伊方町伊方地域・大洲市・西予市の128人が対象))

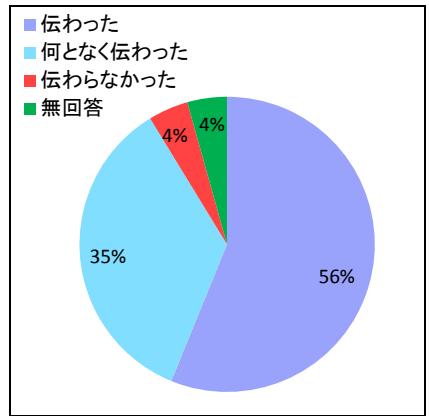
Q1 愛媛県広域避難計画を知っていますか



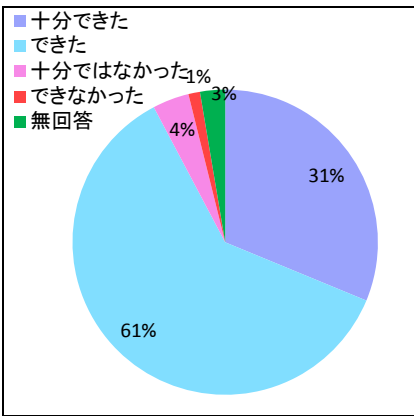
Q2 原子力災害時の避難方法を知っていますか



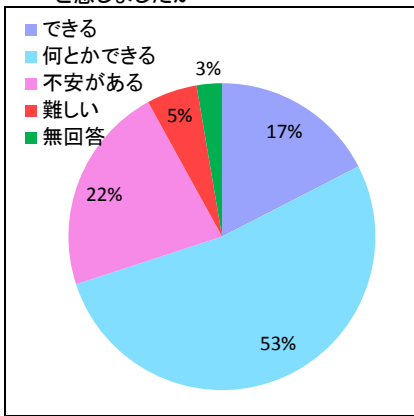
Q3 住民広報は確実に伝わりましたか



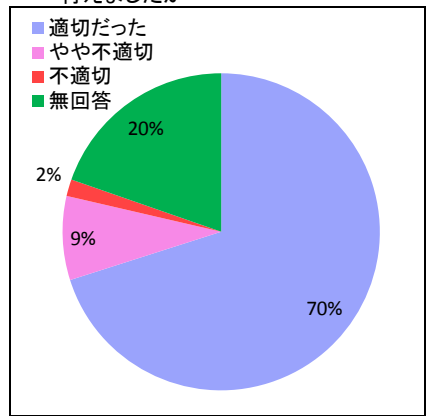
Q4 避難はスムーズに行えましたか



Q5 今回の訓練を体験して避難は行えると感じましたか



Q6 安定ヨウ素剤の配布・服用は適切に行えましたか



【住民からの主な意見】

- ・様々な状況を想定して継続的に訓練を行うことが必要である。
- ・避難時の場所、行動等を具体的に経験でき、県広域避難計画啓発用DVDを使用した講習会もあり理解が深まった。
- ・複合災害時の道路事情により、速やかに避難できるのか不安。
- ・避難ルートが混雑してきちんと避難できるか心配。
- ・被害想定や避難の流れ等を丁寧に説明して欲しい。
- ・避難所での訓練が形式的になっていると思った。物資運搬よりも施設設備の確認等を行ってはどうか。

【参加機関からの主な意見】

○住民避難訓練

- ・避難者の受入れに際し、ゲート型モニターの有効性が確認できたので、大分県への導入が望まれる。
- ・情報伝達手段について、県・受入元市町・受入先市町がリアルタイムで情報共有できるよう検討・整備して欲しい。
- ・今後も、住民搬送や情報共有等のために配備された資機材を訓練で活用し、習熟度を上げることが重要。
- ・災害時には住民誘導や一時集結所における安定ヨウ素剤緊急配布等、多くの人員が必要であり、人員不足を懸念。
- ・訓練内容を事前に住民に十分説明し理解を促すことが必要であると感じた。
- ・訓練内容が形式化してきているので、内容を少し付加させることで住民の意識を高められるのではないかと。

○オフサイトセンター運営訓練

- ・各機能班間の情報共有・連携が重要。今回、他機関と連携する貴重な機会となり、充実した訓練となった。
- ・専門的な用語等も多いため基礎的な研修を多く開催してほしい。
- ・各機能班ごとの研修を実施することはできないか。
- ・パソコンやモニター等、活動に必要な資機材の更なる整備や、各機器の簡易マニュアルの整備が必要。
- ・ブラインド性が少ない訓練でも、住民避難等の実動訓練と連携した内容で、手順をしっかりと確認する訓練も良いと思う。

○その他

- ・県広域避難計画啓発用DVDを効果的に活用する方法を検討する必要がある。
- ・専門講師による社会福祉施設での研修は入所者対象ではなく施設職員に対しての研修の方が効果的ではないかと。

専門機関による評価報告書 概要

(公財)原子力安全技術センターの評価員のほか、内閣府（原子力防災担当）、原子力規制庁、他県の原子力規制事務所などからの評価員も加えて外部評価を実施。

訓練項目	良好な点	検討を要する事項
通信連絡訓練	試験的に接続したTV会議により大分県への避難受入準備要請を行い、その有効性が検証できた。	国や他の関係自治体との情報共有体制を強化するため、大分県へのTV会議システム導入が望まれる。
災害広報訓練	車両移動中等の住民に対する情報伝達手段として、臨時災害放送局によるFM放送を新たに活用し、有効性が検証できた。	緊急速報メール等、多様な手段を用いて周波数を周知する等、他のツールと併せての活用が必要。
災害対策本部訓練	ドローンを活用し一部の避難路の状況をリアルタイムに映像伝送することにより、迅速かつ正確な被災状況の把握に係る有効性が確認できた。	ドローンの活用について、伊方町全域における情報収集発信体制の構築に向けた検討を行うことが望ましい。
オフサイトセンター運営訓練	各機能班の連携、情報伝達は概ね適切に行われており、運営に関する手順等の習熟が確認できた。	入手した情報に関する他機能班との情報共有や、検討に必要な情報収集等、機能班間の連携を更に向上させる必要がある。
住民避難・誘導訓練	大分県側で試行したゲート型モニターを使用したスクリーニングは検査時間を短縮でき効果的であった。	大分県へ多数の住民が避難する場合に備えゲート型モニターの整備が望まれる。
	新たに大分県別府市への避難を行い、実効性の向上が図られた。	新たな避難先において訓練を行うことが望ましい。
	砂浜にも着岸できる海上自衛隊のLCACの使用は、避難方法の選択肢が広がり有益。	

原子力災害対策指針の改正のポイント

実用発電用原子炉施設の緊急時活動レベル(EAL)の見直し及び核燃料施設等のEALの策定について、検討を行った。見直し・検討の結果、平成29年7月5日に原子力規制委員会で原子力災害対策指針が全部改正され、その改正のポイントは以下のとおりである。

発電用原子炉施設

実用発電用原子炉施設の改正前後のEALについては、次ページ参照

◆ 新規規制基準で義務付けられた施設・設備(SA設備)の考慮

例)注水機能喪失に係る原子炉冷却機能の異常は、高圧の非常用炉心冷却装置(ECCS)のうち設計基準事故対処設備だけでなく、これと同等の機能を有するSA設備も含めて注水機能が喪失を判断基準とする。

◆ 新規規制基準に適合していない実用発電用原子炉施設について、区分を新設

使用済燃料貯蔵槽にのみ燃料が存在するなど施設の状態を踏まえ、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所1号炉～4号炉に係る施設のEALと同一とする。

発電用原子炉施設以外の施設

◆ 施設の区分ごとに警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態を判断するEALを新設

例)再処理施設は、実用発電用原子炉施設のEALを参考にしつつ、再処理施設の特性に応じ、重大事故等(臨界、蒸発乾固等)をEALとして取り込むなど、新たにEALの枠組みを規定

全原子力施設共通

◆ 警戒事態を判断するEALについて、「立地道府県で震度6弱以上の地震の発生」を「所在市町村で震度6弱以上の地震の発生」に変更

◆ その他規定の整理、記載の適正化

緊急事態区分を判断するEALの一覧(実用発電用原子炉施設)

※緑網掛け部分は改正部分 施行前

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
—	敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近の放射線量の上昇
—	通常放出経路での気体放射性物質の放出	通常放出経路での気体放射性物質の放出
—	通常放出経路での液体放射性物質の放出	通常放出経路での液体放射性物質の放出
—	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
—	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
—	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	施設内(原子炉外)臨界事故
原子炉停止機能の異常のおそれ	—	原子炉停止の失敗又は停止確認不能
原子炉冷却材の漏えい	原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
原子炉給水機能の喪失	原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉注水機能の喪失
原子炉除熱機能の一部喪失	残留熱除去機能の喪失	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失
蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	蒸気発生器給水機能の喪失	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
全交流電源喪失のおそれ	全交流電源の30分以上喪失	全交流電源の1時間以上喪失
全交流電源喪失のおそれ(新規規制基準未適合炉)	全交流電源の5分以上喪失(新規規制基準未適合炉)	全交流電源の30分以上喪失(新規規制基準未適合炉)
—	直流電源の部分喪失	全直流電源の5分以上喪失
—	—	炉心損傷の検出
停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	停止中の原子炉冷却機能の喪失	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
—	格納容器健全性喪失のおそれ	格納容器圧力の異常上昇
単一障壁の喪失又は喪失可能性	2つの障壁の喪失又は喪失可能性	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性
—	原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	—
原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
所内外通信連絡機能の一部喪失	所内外通信連絡機能の全て喪失	—
重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—
(原子力規制委員会委員長又は委員長代理が警戒本部の設置を判断した場合)	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	住民の避難を開始する必要がある事象発生
立地道府県で震度6弱以上の地震又は立地道府県沿岸で大津波警報発令	—	—
—	事業所外運搬での放射線量率の上昇	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
—	事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

緊急事態区分を判断するEALの一覧(実用発電用原子炉施設)

※緑網掛け部分は改正部分 施行後

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
—	敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近の放射線量の上昇
—	通常放出経路での気体放射性物質の放出	通常放出経路での気体放射性物質の放出
—	通常放出経路での液体放射性物質の放出	通常放出経路での液体放射性物質の放出
—	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
—	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
—	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	施設内(原子炉外)臨界事故
原子炉停止機能の異常のおそれ	—	原子炉停止の失敗又は停止確認不能
原子炉冷却材の漏えい	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
原子炉給水機能の喪失	原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉注水機能の喪失
原子炉除熱機能の一部喪失	残留熱除去機能の喪失	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失
蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	蒸気発生器給水機能の喪失	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
全交流電源喪失のおそれ	全交流電源の30分以上喪失	全交流電源の1時間以上喪失
全交流電源喪失のおそれ(新規制基準未適合炉)	—	—
—	直流電源の部分喪失	全直流電源の5分以上喪失
—	—	炉心損傷の検出
停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	停止中の原子炉冷却機能の喪失	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(新規制基準未適合炉)	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(新規制基準未適合炉)	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(新規制基準未適合炉)
—	格納容器健全性喪失のおそれ	格納容器圧力の異常上昇
単一障壁の喪失又は喪失可能性	2つの障壁の喪失又は喪失可能性	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性
—	原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	—
原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
所内外通信連絡機能の一部喪失	所内外通信連絡機能の全て喪失	—
重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—
(原子力規制委員会委員長又は委員長代理が警戒本部の設置を判断した場合)	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	住民の避難を開始する必要がある事象発生
所在市町村で震度6弱以上の地震又は所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表		
—	事業所外運搬での放射線量率の上昇	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
—	事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

冷却告示の一部を改正する告示の制定について（お知らせ）

平成30年2月28日
原子力規制庁

別紙のとおり、平成30年2月15日原子力規制委員会告示第3号をもって、冷却告示^{※1}の一部を改正する告示が公布され、即日施行されました。

改正の趣旨、改正の概要等は、下記のとおりであるのでお知らせします。

記

1 改正の趣旨

通報規則^{※2}第7条第1号の表チ及び第14条の表チにおいて、「使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設」について、通報すべき事象が規定されているが、「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの」については当該施設には該当しない旨規定しており、これに該当する施設は冷却告示で定めている。

これまで、使用済燃料集合体の健全性、周辺公衆への放射線被ばく等を踏まえ、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける原子炉の運転等のための施設（以下「ふげん」という。）が冷却告示において定められていた。

今般、廃止措置計画が認可された発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設については、ふげんを冷却告示で定める際の判断基準^{※3}を踏まえると、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されていると判断できるため、これらを冷却告示で定めることとした。

2 改正の概要

以下に掲げる施設を追加すること。

- ア 日本原子力発電株式会社敦賀発電所 1号炉
- イ 中国電力株式会社島根原子力発電所 1号炉
- ウ 関西電力株式会社美浜発電所 1号炉
- エ 関西電力株式会社美浜発電所 2号炉
- オ 九州電力株式会社玄海原子力発電所 1号炉

カ 四国電力株式会社伊方発電所 1号炉

3 その他

- ・本件については、ふげんを照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設として定めるときの考え方と同様であることや、当該施設として認められるかについては廃止措置計画の認可により確認されていること等を踏まえ、原子力規制委員会の定例会議における審議、意見公募手続は行わず、原子力規制庁による専決処理としている。
- ・本件告示の制定により上記施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安はUPZ 5 kmとなる^{※4}。
- ・本件については、次回の道府県会議（3月中下旬頃）で御説明する予定である。

※1 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第14号）

※2 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

※3 ①使用済燃料集合体の健全性

使用済燃料貯蔵槽内の冷却水が全て喪失し、建屋は健全であるが換気系が停止している状態を仮定した場合における、燃料被覆管温度及び燃料中心温度を評価し、ジルコニウム合金の酸化反応について考慮した上で、使用済燃料集合体の健全性が保たれること。

②周辺公衆への放射線被ばく

使用済燃料貯蔵槽内の冷却水が全て喪失した状態を仮定し、使用済燃料集合体からのスカイシャイン線について、建屋による遮へい効果を考慮し、周辺監視区域境界上の実効線量の最大値を評価し、周辺公衆への放射線被ばくの影響が小さいこと。

※4 原子力災害対策指針（抜粋）P52

ただし、炉規法第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設[※]については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5 kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

※冷却告示において定める。

○原子力規制委員会告示第三号

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省令第二号）第七条第一号の表子及び第十四条の表子の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表子及び第十四条の表子の規定に基づき原子力規制委員会が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年二月十五日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表子及び第十四条の表子の規定に基づき原子力規制委員会が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表子及び第十四条の表子の規定に基づき原子力規制委員会告示第十四号の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。
- 二 条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

別表 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表子及び第十四条の表子の規定に基づき原子力規制委員会が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設）</p> <p>第二条 通報事象等規則第七条第一号の表子及び第十四条の表子の照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、次の各号（第一号を除く。）に掲げる原子力事業所に設置される当該各号に掲げる発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設及び第一号に掲げる原子力事業所に設置される原子炉の運転等のための施設とする。</p> <p>一 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター</p>	<p>（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設）</p> <p>第二条 通報事象等規則第七条第一号の表子及び第十四条の表子の照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける原子炉の運転等のための施設とする。</p> <p>〔各号を加える。〕</p>

備考 表中の「一」の記載は注記である。	二 日本原子力発電株式会社敦賀発電所 一 号炉
	三 中国電力株式会社島根原子力発電所 一 号炉
	四 関西電力株式会社美浜発電所 一 号炉
	五 関西電力株式会社美浜発電所 二 号炉
	六 九州電力株式会社玄海原子力発電所 一 号炉
	七 四国電力株式会社伊方発電所 一 号炉